

## 田原藩家中の病氣と勤務実態

石川 洋一

### はじめに

大名家家臣団の研究は地域社会を含め、総合的になされる必要があるが、ここでは本丸の中で日常の藩政を取り仕切る狭い意味の田原藩家中について考察する。田原藩家臣団についての先行研究は『田原町史<sup>(1)</sup>』（中巻）があり、藩の職制、藩士の格式、役人の誓詞起請文などについての検討がある。さらに、渡辺畢山研究から田原藩家臣団について論及する研究がある<sup>(2)</sup>。

大名家臣団については、軍制、職制、形成過程、家格や階層秩序、婚姻、相続、知行形態などから研究が深められている。磯田道史氏<sup>(3)</sup>は、家臣団の家格や階層に注目して、しぐさや身なり、婚姻や養子、相続などから研究を進められている。筆者も「しぐさや身なり」のような日常的なことで、だれも避けられない病気に着目して田原藩藩士の病氣と勤務、欠勤や人繰、その人手不足を補おうとする異動から藩家中の研究を進めたい。勤務実態について、柴田純氏は「家臣は、藩の立場から封建官僚としてあるべき作法、例えば、無断欠勤や遅刻の禁止、大酒飲みの禁止、時間厳守など勤務上のさまざまな守るべき作法を示され、封建官僚として生きるべきことが求められてきた<sup>(4)</sup>」と、戦国の世の武威に重きを置く風潮から、民を治める役人としての武士の役割が増大し、役人としてのモラル

が確立してきたことを指摘している。

また、武士の欠勤については風紀の乱れ、怠慢、さらには「仮病」かと見る向きもある。森下徹氏は、萩藩家中「近年風俗宜しからず、召し出しの沙汰を蒙り候えば、内証を以て承き繕い、又は推量候て、不勝手筋に候えば病氣と唱え、まかり出でずして、また自分好みの役柄に候えば、早速まかり出で、御請け仕り候類も間々これ有る様相聞こえ、仕官の本意を失ひ、甚だ以て不届きの事に候<sup>(5)</sup>」と役を勤めようとしめない家臣のいることにもふれている。仮病については、それぞれ16人程度からなる城番大組根来組の勤務のなかで各番には、毎回数人の「煩」と注記される欠席者がいた事から風紀の乱れと推量されている<sup>(6)</sup>。

田原藩でも欠勤が度々記録されている<sup>(7)</sup>。天保期には「御用方日記」に「当日御断」と記された断の届がある。通常、代人通じて用人に届けられ、そこから年寄（家老）に上申される。断りの理由は、主に病氣や体調不良である。これは普通一日だけの休みである。さらに長い欠勤には「引込」や「引籠」と記された欠勤がある。ほぼ同じ意味でつかわれているようだが、引籠の方が幾分長いと思われる。ただ、これらには病氣ではない欠勤として「忌服」も含まれている。さらに、たびたびではないが寺社詣や親戚を訪ねたりする「暇」願による欠勤も存在する。

本稿では田原藩庁に勤務する武士、城を守

る玄関番士や門番、さらに主君の側を護る近習たちの欠勤届を分析し、①田原藩武士の欠勤の実態から彼ら武士団のかかりやすい病氣、陥りがちな不健康について考察し、②あわせてそれら欠勤が風紀の乱れと指摘されるような状態であったのか、③その欠勤による人手不足に対してどのように対処したのか検討したい。

## 1. 家中の欠勤

### (1) 藩庁へ出勤する面々

まず、藩庁へ出勤する武士団についてふれる。三宅家田原藩は、寛文4年(1664)天草へ国替えとなった戸田忠治の後を受けて同年6月入城した、渥美半島の中心部に当たる地域を領有する石高1万2千石の譜代小大名である。起源は加茂郡を發祥の地とする土豪であった。松平一統や織田氏と競合していたが、「永禄元年於三州岡崎被召出、奉属家康公、賜御一字改康貞<sup>(8)</sup>」と三宅惣右衛門は、家康公に属し名を康貞と改めた。以後戦国の世を家康の家臣として多くの戦いに参加し、代々「康」の一字を名前に付けることを許され、帝鑑間席に詰める榮譽に浴している。

家臣団については、「田原藩家中の構成<sup>(9)</sup>(享保期)」(圖目作司作、田原市博物館)によれば国元の士分の者は、知行取13人(80石～350石、年寄、用人、大目付、者頭、物奉行、寺社奉行)、給米取48人である。その給米取の内訳は、①御給人(御使番、取次、近習頭、村奉行凡40俵～45俵)、②御中小姓(御納戸、目付、近習、元メ凡25俵～40俵)、③御供中小姓(代官、藏方、普請方凡20俵～25俵)、④連紙(祐筆凡20俵以下)である。さらに歩行があるが彼らが普通、御目見得を許された者である。その中で役、番について勤務している者が研究対象である。この頃の主な役職についている者は以下のとおりである<sup>(10)</sup>。

・年寄(家老)

鈴木弥太夫 川澄又二郎 佐藤半助

- ・用人  
市川茂右衛門(大目付兼帯) 八木八右衛門
- ・物頭  
雪吹伊織
- ・旗奉行  
三浦舎人
- ・長柄奉行  
平山紋右衛門 大島祐左衛門(長柄奉行格付奉行)
- ・取次  
杉山長左衛門 金田丈左衛門(村奉行、使番兼) 生田何右衛門 村松百度 丹羽長平
- ・使番  
木下半外(納戸) 松岡部
- ・給人  
川澄外一郎 赤井覚右衛門 二村二三二 渥美糺(中目付) 小川岑右衛門(各役元メ) 村上作太夫 斉藤寛吉 萱生源左衛門(学校係)
- ・納戸  
山田義作 玉置恒右衛門 斉藤寛吉
- ・近習  
小山林治 稲熊補助 上田喜作 鏑木矢六 金田忠造 生田健吉
- ・馬役  
村上国助
- ・中小姓  
鈴木五郎兵衛 本多力藏(祐筆) 土井古右衛門 村上定平 村上孫兵衛(山浜代官) 河辺甚右衛門 光用拙五郎(山浜代官) 間瀬鼎(近習)
- ・供中小姓  
近藤三太夫(下目付) 鞍馬増右衛門 浅野忠八郎 戸田熊藏(物産係) 奥田広吉 岡田森助(祐筆) 伴和助 佐野麻吉 近藤助五郎 川澄肇(近習) 永田千吉
- ・連枝(格)  
天野幸右衛門 鈴木司馬助 山本雅兵衛

玉置左右吉 金田万之丞

なお、徒士組は、国元 25 人であり、主に浜方、山廻り、町廻りなど小役人としての職務にもついている。普通、徒士、足軽については「御用方日記」には、あまり記されない。ただ、その中でも一部上層の者、徒士格地方手付加藤牧右衛門、徒士格元メ下役佐野岡右衛門、小屋頭岡本久太夫、中村三八郎など、さらに職務上からか坊主なども欠勤やその報告者として御用方日記に記載されている場合がある。

また、天保期の田原藩医師としては、鈴木春山、鈴木愚伯、中村亦寿、中村玄喜、萱生玄的、雪吹籠圃がいる。このなかで雪吹籠圃は吉田在住で藩主康直の御典医である。鈴木春山と鈴木愚伯、中村亦寿と中村玄喜は父子であり、藩医は 3 家ある。鈴木春山は長崎遊学をし、兵学者としても著名である。

この頃の田原藩家中の者は連枝格までで約 100 名である。先にあげた人数は 57 名で医師 3 名を加えて 60 名であるが、江戸定詰の者 25 名程、たまたま江戸詰の者若干名、幼年・老年で役についていない者で構成される。徒士であっても役職についている者が加わるので田原在住勤務の 60 数名の者が対象である。史料は、断りのない限り、田原藩日記の一つで、年寄の次位用人の記す『御用方日記』である。

## (二) 「当日御断」、「引込」、「引籠」の実態

田原藩の病氣欠勤届には、「当日御断」、「引込」、「引籠」という 3 種類の欠勤届がある。「当日御断」は当日 1 日だけの欠勤であるが、幾日も繰り返すことがある。「引込」は概ね 2、3 日から 5、6 日、「引籠」は概ね 5、6 日以上長期休暇であるが、厳密な区分は分からない。天保 7 年、9 年、11 年の「御用方日記」からそれぞれ「当日御断」、「引込」、「引籠」を拾いだした。病名とその数は次の通りである。

天保七年

「当日御断」風邪 37 頭痛 23 腹痛 9  
時候当 9 癩氣 7 寒熱 5 腫物  
5 疝痛 3 不快 3 痔疾 2 痛所 2  
留飲 2 足痛 1 咳 1 歯痛 1 舌  
疾 1

「引込」風邪 14 頭痛 7 腫物 4 寒熱  
3 腹痛 3 足痛 2 時候当 2 腰  
痛 1 癩氣 1 痔疾 1 耳痛 1 淋疾  
1 雁瘡 1 留飲 1 腹瀉 1 疝瘻 1  
疝疾 1

「引籠」風邪 3 腹痛 2 足痛 2 留飲 2  
頭痛 1 腫物 1 淋疾氣 1

天保九年

「当日御断」風邪 50 頭痛 15 疝痛 10  
足痛 9 腹痛 8 歯痛 5 癩痛 5  
下痢 3 時候当 3 寒熱 2 口内痛  
2 腰痛 1 暑氣当 1 疝瀉 1 眩暈  
1 腫氣 1 風疹 1

「引込」風邪 9 痛所 4 腰痛 3 頭痛 2  
腹痛 2 吹出物 1 痘瘡 1 逆上 1  
時候当 1 癩氣 1 疾瘡 1 熱氣 1

「引籠」風邪 3 腹痛 3 痘瘡 1 中風  
症 1 癩痛 1 頭痛 1

天保十一年

「当日御断」頭痛 21 風邪 16 腹痛 8  
不快 5 時候当 4 眩暈 4 癩氣  
4 疝瘻 4 足痛 4 寒熱 3 眼病  
2 痛所 2 腹瀉 2 腰痛 1 逆上 1  
歯痛 1 中暑 1 熱氣 1 腫物 1

「引込」風邪 6 頭痛 3 痔疾 3 癩氣  
3 眩暈 1 胸痛 1 寒熱 1 腹瀉  
1 痛所 1 瘡疾 1 腹痛 1 雁瘡 1  
不快 1 腫物 1

「引籠」風邪 4 寒熱 2 眼病 1 瘡 1  
痛所 1 時候当 1 癩氣 1

田原藩の天保期後期の士分の者の罹病状況がうかがえる。一般的な病氣は風邪、頭痛、腹痛であり、歯痛、眼病、腰痛など今日でも日常的に見聞きする病名も多い。「癩氣」、「癩痛」、「疝瘻」、「疝痛」、「逆上」、「時候当」、「足痛」

などこの時代独特の病名については、中島陽一郎『病氣日本史<sup>(11)</sup>』をもとにみていきたい。同書は、医学専門書ではない一般書のため事例は乏しい。該当する病氣の具体的事例の推測できそうな箇条をあげみたい。

疝氣については、「寄生虫症、腹部・下腹部の内臓諸器官の潰瘍や胆石症、ヘルニア・辜丸炎などの性尿系の疾患などいろいろな病氣が含まれていた<sup>(12)</sup>」とあるが、よくわからない。欠勤届から病氣の様子を推量できそうなところを抜き書きする。

(天保九年) 二月三日

一八右エ門疝痛ニ而長座難渋当日御断申上候。

(天保九年) 六月廿日

一塩谷武左エ門及老年、自(持カ)病疝痛ニ而歩行難儀仕候御取立御役義結講被召仕、永ク相勤可奉報御厚恩処、右病氣ニ付差掛御間欠之儀、奉恐入御役御奉公共御免被成下候様、八右エ門宅へ先達而内願申出、即及評議及老年難儀之段ハ尤ニ存候得共、御在城御間も無之儀ニ付、願之儀ハ先ツ見合可申出、病氣難儀之趣ハ差含居可申旨、八右エ門宅ニ而申達候所、暫之儀ハ奉畏候。乍去疝痛差登御間欠ニも可相成哉、殊ニ両手永引受候ニ付而ハ奉恐入候。相成丈之儀ハ奉畏候。右之段、差含之儀内願申聞、即御年寄中江申達置候。

(天保九年) 七月二日

一八右エ門疝瀉ニ而当日御断申上候。

(天保十一年) 六月廿一日

一生田何右エ門疝積服痛当日御断安兵衛申出候。

2月3日八木八右衛門の「長座難渋」、6月20日塩谷武左衛門の「歩行難儀」から疝痛の痛みは足腰に現れると思われる。塩谷武左衛門は老齡でもあり歩行難儀であろうか。「御役御奉公共御免被成下候様」願ったことは、見合わせとなったが東西両手永の役は大変だ

とっている。疝瀉、疝癰については、天保9年7月2日の八右衛門、天保11年6月21日の生田何右衛門のように記されているのみで、よくわからない。

癰は「胃痙攣、神経性の胃痛、心筋梗塞、滲出性肋膜炎、胃癌、後腹膜腫瘍、脊椎の骨腫瘍、ヒステリーなどを含んでいると考えられる<sup>(13)</sup>」と、記されている。癰氣、疝癰などの病氣はどのような症状がよくわからない。

(天保九年) 八月二日

一生田何右エ門積(癰カ)痛当日御断、小川峯右エ門□□相発今日より引籠候旨、松坂安右エ門申出ル、

(天保九年) 八月五日

一生田何右エ門積(癰カ)氣今日も当日御断申上候段届出候、

(天保九年) 八月 十四日

一生田何右エ門積(癰カ)氣痛所不相勝、今日より引込申候段安右エ門申聞候、

痛みを伴う病氣のようである。「癰」は「胸や腹が急に激しく痛み、けいれんを起こす病氣、さしこみ」(『大字源』)とある。突発性であるが、生田何右衛門の場合は、8月2日に発症し、同5日も欠勤し、同14日からは引込となっている。長引いており、持病となっている。

瘧は、間欠熱の一種で悪寒、発熱が隔日または毎日時を定めておこる病氣である。

腹瀉という病名は、今日の一般的な『家庭の医学館』には見当たらないが、「瀉」が下痢をするとか、まき散らすという意味から、下痢や嘔吐と思われる。

逆上は、現代では激しい怒りや悲しみのために頭に血がのぼって興奮し取り乱すことをいうが、のぼせ上って精神が正常でなくなることをいう<sup>(14)</sup>。

(天保九年) 三月十一日

一真木重郎兵衛逆上髭月代御免之義相願

度同役より大目付へ申達、御用部屋にて江戸へ可申上勝手次第之旨達有之候、  
(天保九年) 五月廿六日

一佐野麻吉儀痘瘡相発逆上ニ付、引込中月代御免儀大目付前へ川澄繁吉を以願出即御年寄へ達、願之通被仰付候旨茂右エ門申渡ス、  
(天保七年) 十月廿一日

一金田万之丞追々快方ニハ御座候得共未得と相成不申候ニ付、吉田表へ罷越按腹灸治仕見申候、依之乍引込中明廿二日より出入四日之御暇奉願候、尤雨天之節日送りニ相願度、且逆上月代仕度旨岡本久太夫を以茂右エ門宅へ願出候、御年寄相咄伺之上願之通被仰付候段、御右筆部屋にて久太夫へ申達御礼申上ル、

逆上に陥った時、前者二人真木重郎兵衛と佐野麻吉は「髭月代御免」、「月代御免」を願ったが、金田万之丞は逆に「逆上月代仕度」と月代をすることを願い出ている。古来逆上の時、月代をすると鎮まるとされてきたが、天保期にもなると、合理的な考えが高まり、月代を刷る手間や負担、実質の効果が感じられないことを覚った者が現われたと思われる。

武士の病氣として足痛がある。足痛のなかで稲熊補助については脚氣という記載がある。事務方として座る仕事が多くなり、食生活の面でも精米技術が進歩し白米を多く食するようになったからであろう。天保9年稲熊補助については、次のような記事がある。

(天保九年) 正月廿四日

一稲熊補助病氣兎角不相勝、長々之引籠御用多之中欠御間奉恐入、御役御免相願候而宜敷哉之趣、内々松坂安兵衛を以八右エ門宅へ伺として罷出、即及評議格別之長病と申ニも無之、緩々加療用候様可申渡事、  
(天保九年) 正月廿九日

一稲熊補助病氣兎角急々全快不仕、御用多

之中奉恐入、御役御免可相願心得候段、先日八右エ門宅へ松坂安兵衛を以、内意申出、咄合置候処、今日安兵衛伺御寝道具部屋にて有之、緩々療治致候様茂右エ門申置候、  
(天保九年) 三月十三日

一稲熊輔介引籠及今日百日ニ相成候旨、松坂安兵衛を以茂右エ門前へ届出候、  
(天保九年) 三月十六日

一稲熊補介病氣引込、最早百日余ニも相成候へ共兎角不宜、御役御免願度、安兵衛を以茂右エ門宅へ内意申出候、

病氣療養が長引きなかなか全快できないでおり、松坂安兵衛を通じて御役御免願を出そうかと伺ったところ、格別長くはないからゆっくり療治するよう用人茂右衛門から言われたが、3月13日になって欠勤が100日を超え、御役御免願を出したいと内意を申出ている。  
(天保九年) 四月廿七日

一稲熊補助永々脚氣症ニ而引籠、以御威光種々療養仕候得共、急々出勤出来不仕候容体之趣、御医師共申聞候旨、依之御役義御免、御憐愍を以如何様之御奉公ニ而も被仰付被下置候ハ、難有之旨、願書下案茂右エ門宅へ松坂安兵衛を以内覧ニ入候、依之御年寄へ申達勝手次第差下可申旨、安兵衛へ申達ス、  
(天保九年) 四月晦日

一稲熊補助脚氣症ニ付、御役御免之願書松坂安兵衛を以大目付茂右エ門前へ差出、夫より御用人請取、重郎兵衛御用部屋江差出ス、  
(天保九年) 五月十三日

一御用部屋列座、村奉行罷出坊主呼(出脱)、稲熊補助病氣ニ付其方へ申達ス、去年脚氣症ニ而永々引籠種々療用致候得共、急ニ全快無之旨御医(師脱力)申聞候由、依之御役御免之願書差出達御聴候処病氣無扱儀ニ付御代官見習御免御中小姓順席被仰付候、仲間申合可

相勤候、同人へ可申達候旨、弥太夫被申達、

但御用人より  
当日呼出御用之儀達置  
松坂安兵衛

(天保九年) 五月廿二日

一稲熊補助脚氣全快と申ニハ無之候得共、追々永ク引込奉恐入御手間も有之候事故、押而出勤御中小姓へ出番之旨申出候、但早朝宅廻勤出席之上も申出候、

(天保九年) 七月五日

一日高三左エ門先御役前引渡済、今日より御次へ相詰申候段申出候、

文学世話役之儀、願之通御免被仰出候、  
鑄木矢六

右ハ色々芸事取掛ニ付而也、

文学世話役被仰付候、 稲熊補助

このころの脚氣は、「御役御免可相願心得」の内意を申出るほど重大な病氣だったと思われる。公務につかないまま俸禄を得ることは武士としての面目が立たないのであろう。稲熊補助は、山浜代官見習であったが、領内の海浜や山を歩く職を5月13日に免ぜられ、同月20日に中小姓、さらに7月5日に藩校成章館文学指南役に仰せつけられている。

(天保九年) 八月十一日

一御待受御障子切張、寿三助御次番久太夫へ被仰付候様御納戸申出、御用部屋へ申達、同所より支配前切紙被差出、明日仮役御免御納戸前へ可差出被申達、御在城暫之内御納戸助勤被仰付候、鈴木五郎兵衛

同役申合可相勤候、

同断御近習助勤被仰付本役申合可相勤候、

稲熊補助  
鞍馬増右エ門  
伴和助

右詰所へ呼出、茂右エ門申達ス、

(天保九年) 八月廿四日

一御右筆部屋にて

齊藤寛吉引取迄御納戸助被仰付候、  
稲熊補助

御納戸助首尾能ク御免被仰付候、  
鈴木五郎兵衛

右茂右エ門申渡候、御礼申上ル、

彼は8月11日に近習助勤、8月24日に納戸助(勤欠カ)を仰せ付けられ職務に復帰している。脚氣も改善したのであろう。翌々年天保11年8月21日、10月朔日にも脚氣足痛による当日御断を申出でいる。

(天保十一年) 八月廿一日

一、稲熊補助足痛当日御断申上、松坂安兵衛申出候、

(天保十一年) 十月朔日

一稲熊補助足痛、当日御断申上候旨金田丈左衛門申出候、

(天保十一年) 十月四日

一稲熊補助今切表要用ニ付、明日より四日之御暇相願候旨大目付前江願出候由、同人列座於御用部屋願之通被仰付候

10月朔日欠勤しているが、3日後足痛であっても歩行は可能であった。天保14年にも、平山数馬の脚氣の事例がある。

(天保十四年) 二月九日

平山数馬脚氣ニ付、為療治孫兵治と申者方江明十日より三日之御暇大目付前へ願出候旨、紋右衛門申聞即伺候処、右願之通被仰出申達候、

脚氣については症状がはなはだ多彩であるうえ変化に富んでいること、一見善良な食物(非粗食)をとっている者に発生しやすいこと、老人、婦人、小児、虚弱者など体力の弱い者はおかさねず栄養のよさそうな強壮な若者が主に侵されていること、死亡する者の大部分は、元気な若者であることなどから、田原藩家中、特に脚氣を患った上級武士は肉類こそ欠乏していたかもしれないが決して粗食に苦しんでいたわけではないと思われる<sup>(15)</sup>。

足痛を脚氣と受け取ると、この頃脚氣による当日御断や引込は少なくない。天保7年に

は玉置恒右衛門、吉住右衛門七、出勤はしているが八木八右衛門、同9年には高橋伊左衛門、長尾助六、中村三八郎、同11年には坂倉安右衛門、岡田森助がいる。仮に戦に出陣するとなると彼らは重要な役割を果たさなければならない者達である。さらに足の調子について関連して、「夏足袋相願」の記事がある。

(天保九年) 四月九日

一大島祐左エ門、赤坂表御用先より一昨日引取候旨申出ル、同人下冷ニ付夏足袋相願候旨申聞候、

(天保九年) 四月十一日

一真木重郎兵衛、今日出勤下冷ニ付足袋御免相願候、

(天保九年) 四月廿七日

一近藤三太夫下冷ニ付、折節夏足袋相用度旨相願、茂右エ門前江申出候処、評議之上折節□□義不宜先願下ニ相成、

(天保十一年) 五月四日

一鈴木権左エ門下冷ニ付、夏足袋願之通被仰出候、

(天保十一年) 五月七日

一奥田廣吉痛所ニ付夏足袋願大目付へ有之、御用人前にて願之通申達ス。

ここでは「願之通被仰出」ている場合と「不宜先願下」られている場合とがある。その根拠はわからないが、足に故障を抱えている者は少なくないようである。

ただし、次のような例もある。

(天保七年) 六月十九日

一小山林治、足痛所療治中足袋相勤申候、尤療治之様子ニ寄、不用たるも可有之之旨茂右エ門宅へ願出候、御用部屋へ申達、評議之上願之通被仰付候段、御右筆部屋へ呼出、茂右エ門申達候、難有之旨御礼申上候、

療治の為、足袋を履いて勤めていたが不要ではないかと茂右衛門宅に願い出て、評議の上、願の通り仰せ付けられたという。

季節的な病気に、時候当、中暑、熱氣、暑

気当がある。「時候当」(時候中とも)はそれぞれの季節の特徴による病氣、初夏、暑中の熱中症であろう。特に六、七、八月に集中する。1月にも時候当という病名がでているが、冷え症のようなものであろうか。中暑は、俗に暑気という<sup>(16)</sup>。今日の熱中症であろう。熱氣、暑気当も同様、熱中症と推測される。

(天保九年) 六月十七日

一近藤三太夫時候当腹痛当日御断同勤申出候、

(天保九年) 五月廿五日

一生田何右エ門風邪時候当り当日御断申上候段、松坂安兵衛届出候、

(天保十一年) 八月十六日

一加藤牧右エ門時候当り腹痛当日御断戸田熊蔵届出候、

(天保十一年) 八月十九日

一加藤牧右エ門時候当寒熱有之、引籠日高三左エ門申出候、

時候当には同時に腹痛を伴う場合と風邪・寒熱を伴い発症するところがあるようで興味深い。熱中症に食欲不振とか食あたりというところか、もう一方は熱中症に夏風邪を併発したようなものであろうか。

痘瘡については天保9年にいくつか事例がある。

(天保九年) 七月十一日

一村松志津馬出勤後、痘瘡病後ニ付御近習御免之儀支配前へ願置候旨、御用人前へ申出、茂右エ門承申候。

(天保九年) 七月十四日

一佐野麻吉痘瘡後ニ付御近習御免之儀茂右エ門宅へ願出候。

痘瘡は、高熱とともに赤い発疹が出て、膿疱となり、後にあばたとなるが、伝染の恐れと容貌面から病後の近習役は、御免を願っている。「雁瘡」、「瘡疾」もおそらく痘瘡、天然痘の跡または風疹の跡の可能性はある。

瘡疾も上級武士のなかに罹病者が多いようである。藩主康直の瘡疾の記録が次のように

ある。

(天保九年) 正月十九日

一 上御痔疾ニ付御逢不被遊候旨御取次を以御沙汰有之、御機嫌伺、依之御台所席御逢日ニ付、右之趣申達ス、

(天保九年) 正月廿九日

一 上御痔疾一兩日御勝不被成ニ付今日砲術御覽御延引来月三日と被仰出、雪吹伊織御用人前より申通候、

(天保九年) 五月廿八日

一 江戸廿二日附御便到来無御別条、御用状申越候ハ御朱印御差立も段々御延引、来ル廿五日半助守護出立被仰付候旨、且又上御痔疾兎角不被遊御勝御引籠去ながら御容体格別ニも被為入候旨申来ル、

(天保九年) 九月十一日

一 節巖院様御祥月明日御参詣可被遊處、御痔疾御名(代脱)ニ被仰付、御用番靈岩寺へ右之趣申達ス、

(天保九年) 九月十七日

一 今日御社参御延引、尤兼而伺御痔疾駢と不被遊御勝候ニ付而也、

(天保九年) 十月二日

一 八半時御供揃成章館馬場ニ而責馬御覽、二村二三二、村上国助御先ニ扣居御沙汰ニ而甲冑当物等被仰付、非番より鼎、繁吉御相伴被仰付、上ニハ御痔疾ニ付御見合木馬少々被遊候、御供御側向当番之者、御次番御毛氈御先ニ敷置御草り取壺人、前後御案内御側より申達当番八右エ門御供仕下馬場迄へ御帰城掛御年寄直様御帰、八右エ門御暇被下置候、

(天保九年) 十月十九日

一 今日御台所席御逢日之処、昨日寒路御乗駕ニ而御痔疾御着座御不自由ニ付、御延引被仰出八右エ門御台所席へ申達ス、康直は痔疾が持病となっているようである。正座する機会が多いからであろうか。痔

疾の痛みにより、寺社への参詣、社参を名代に替えたり、延引したりしている。「御逢」についてもたびたび延引している。彼は乗馬を好み、馬場でよく乗り回しているが、それを見合わせ木馬にて少々遊ぶというのは心残りであろう。特に「寒路御乗駕ニ而御痔疾御着座御不自由」は辛いことであろう。痔疾に悩む者は、他に年寄鈴木弥太夫、大嶋祐左衛門、その息子大島介助、近藤助五郎がいる。

療治についていえば、「御用方日記」から藩主康直は、針、灸の治療を度々受けていることがわかる。しかし、家中の武士がどのような治療を受けているかは、暇をとって近隣の医者や針灸師や按摩師の処に行く記録が少しあるが、具体的なことは不明である。薬については、次のような決まりがある。

(天保元年) 十二月廿七日(「被仰出覚」田原藩御定書より)

一 御家中之者共病氣之節、御手医師之薬り(ママ)相用候ハ、薬服代一軒ニ付三拾服以上之分ハ御払可被下候、尤其節支配前へ相届置可申候事、但、一貼ニ付一分五厘ツ、御払可被下候事、

家中の者やその家族の30服以上の薬代金を藩が援助するというのである。「御手医師之薬」から町医ではなく、田原藩医の調合した薬のことであろう。

## 2. 欠勤についての見方

前述の稲熊補助は脚気のため遠出の仕事もある山浜代官見習から中小姓助勤、成章館文学指南役、近習助勤、納戸助勤と内勤の多い勤務に替っている。自らの健康管理のためにも体調の悪い場合には早めに休養、摂生したのであろう。それ以前と比べて幕末期著しく増えた田原藩士の病氣欠勤や煩いの届は、風紀の乱れ怠慢と見る向きもある<sup>(17)</sup>。以下、実際は合理的で首肯されることだが、厳密にはやはり仮病と思われる事例も存在する。



## ○産穢から病氣引込

(天保十四年) 二月十日

川澄鼎産穢昨日迄二付今日出勤可申処、  
兎角病氣不相勝、今日より猶又引込候段  
永田恒七を以届出候、

産穢明け後も連続して病氣欠勤をするのだが、こういう事例は度々ある。産後間もない妻や新生児の世話で人手が必要であり、夫の欠勤は当然な行為であろう。特に下男下女を雇えない連紙や供中小姓、中小性格の田原藩での中級武士は大変である。川澄鼎の場合も「兎角病氣不相勝」で病名を名乗らないくらいだから、家事都合による欠勤ではないだろうか。

○忌服明けから、そのまま病氣引込となる事例も多い。たまたま病氣になったのか、葬儀疲れか、あるいは気のゆるみかわからない。産穢も忌服も血の穢れを忌み、喪に服する行為であるが出産祝い、葬送の儀式の方に関心が向き、その支度に忙殺されたとも考えられる。この頃、田原藩では度々家中の者へ直書、御定書を通じて節約を呼びかけ、人呼びに関しても質素にするよう通達している。しかし、それは出産祝や葬儀が派手になっていることを意味しているともいえる。天保2年大儉約の一環として、慶事凶事について、次のような米や金の「被下金」について変更があった。

一御家中吉事拝借相止、凶事之儀ハ左之通被下切被仰付候、

金一両一分	米貳斗	御年寄・御用人
金一両	米貳斗	御給人以上
金三分	米二斗	御中小姓～連紙迄
金貳分	米二斗	御徒士
金一分	米一斗五升	足軽・坊主

慶事においては、「被下金」は取りやめに

なっているが、人を寄せて祝いの宴席や贈答もあるであろう。度々出される家中触のなかで、祝い事の人寄せは従姉弟までとされている。また葬式についても不明であるが不幸米金借用の定めがあり、親類などを招いて葬儀を営んでいたと推測される。

## ○天保7年10月23日の射行参加者

天保6年正月に出された「御年限中諸御規定」のなかに、「正月射初、十月二ノ御丸射行、三番当之者迄前々之通御褒美被下候事」ということが記されており、実際天保7年10月21日条に「明後廿三日二ノ丸御宮御祭、御家中連紙以上射行被仰付、御用人より例之通り廻状差出中間持廻申付」とあり、連紙以上の者に射行が仰せ付けられ、中間がその廻状を持って廻ったということだが、参加を断ったものが多い。断を届けたものは以下の者である。

(天保七年) 十月廿三日

一御断申上候面々、但申出次第認之		
痛所 二村二三二	生田何右エ門	
金田丈左エ門	杉山長左エ門	
長尾助六	浅野忠八郎	
高橋伊左エ門	松坂安兵衛	
川澄肇	村上孫兵衛	
大羽弥兵衛	近藤三太夫	
平山紋右エ門	日高三左エ門	
稲熊補介	塩谷武左エ門	
吉住右エ門七	本多力藏	
川澄外一郎	佐野麻吉	
鞍馬増右エ門	土井古右エ門	
煩 玉置右左吉	小川岑右エ門	
山田義作	伴和助	
奥田廣吉	小山林治	
村松百度		
服穢 松岡部	坂倉安右エ門	
岡田森助		
幼年 上條善治		
当日御断 近藤助五郎		

但此外痛所押手御断も有之申上候。

他行 金田万之丞

痛所 22 名、煩 7 名、服穢 3 名、幼年 1 名、他行 1 名、当日御断 1 名、計 35 名の断があり、さらに痛所押して断る者もいるという。多数の煩いや痛所の届には仮病らしいところがある。

### 3. 欠勤と人繰

多くの「当日御断」や「引込」、「引籠」さらには暇の願いなど原則すべての届を受け入れている上に、突然の忌服も発生する。「御用方日記」には「御人少ニ付」や「助勤」「助」「繰合」、「人繰」などという言葉が多い。先にみた脚気症で苦しむ稲熊補助の勤務遍歴で見たように、助勤、助、仮役として人手不足のところへ動いていく。彼の場合は足への負担が少なくなるように配置換えされているが、引籠や引込、忌服などが発生すると、そこへ助勤、助、仮役と称して派遣される。いわゆる玉突き人事も発生する。そして病氣回復、忌明けにより欠勤者が出席するようになれば、逆の流れになって落ち着く。しかし深刻な財政難に陥っている田原藩は慢性的な人手不足となっている。根岸茂雄『大名行列を解剖する—江戸の人材派遣—』の中間借りの世界は、そのまま田原藩内部の世界である。例えば、藩主康直の御付、御側をみると、そこには、田原藩の場合御納戸当番と御近習当番がある。文政 13 年は次のような体制で行われている。

御側

御納戸当番 一人ヅゞ交代 一人泊り  
真木三郎兵衛 鎬木三郎左衛門 木下  
半外 小川岑右衛門、  
御近習当番番 三人ヅゞ 泊共  
松岡安之助 安井順八 河合衛守 雪  
吹常三郎 小山粗蔵 齊藤寛吉 村上  
定平

康直に仕え守護する者は、常に近習当番 3 人、納戸当番 1 人が泊りも含めて交替で勤務している。天保 7 年 7 月江戸より国元に戻り、報民倉関連の裏詞を済ませ、8 月 13 日の大風・台風・高潮の被害対策に奔走しているが、やや落ち着いた 9 月頃からの近習、納戸の勤務状況を「御用方日記」から検討したい。

田原藩の職制においては、近習が藩主に直属し守護し世話をする役である。納戸は表会計・勘定所の仕事をし、近習、取次役とともに藩主の側で仕える務めを果たしている。御用方日記から近習、納戸の移動、勤め方についてみていきたい。

(天保七年) 九月七日

一九時御供揃ニ而今岡江鮎御釣ニ被為入  
御近習村松百度、佐野麻吉、永田千吉、  
伴和助、御納戸木下半外、御次番玉置  
右左吉、御草り取、御茶弁当無之、御  
用人八右エ門御竿御次坊主持外惣供分  
略之、夕方御帰城、

(天保七年) 九月九日

一八時御供揃ニ而御登山、元権現江被為  
入、御眺望御酒有之御供之者へも被下、  
御詩歌御即興有之、夕方御帰城御供共  
之面々御近習村松百度、佐野麻吉、永  
田千吉、伴和助、御納戸齊藤寛吉、御  
取次丹羽長平、御草り取、御茶弁当忠齊、  
物持、御用人八右エ門也、

近習は康直の外出の際、必ず供として警護に当たっている。村松百度、佐野麻吉、永田仙吉、伴和助が担当している。7、8 月までは近習に小山林治（足痛 8 月 19 日引籠）、村上国助（7 月 21 日より出番）、川澄肇（7 月 20 日より出番）、奥田広吉（8 月 24 日勤）、間瀬鼎と江戸より康直に随って来た八木仙太郎（7 月 20 日より出番）の名もある。鮎釣りや蔵王山から眼下を眺望し詩歌に興ずる世界までお供する様である。

(天保七年) 九月十日

一奥田廣吉、伴和助御近習方御人少ニ付御

内方之処、御刀持候様被仰付候、

一玉置右左吉御近習御人少ニ付御近習手  
伝被仰付、何レも御右筆部屋ニ而当番  
申達候、

一御近習御人少ニ付、三人番三人番ニ被仰  
付候、

(天保七年) 九月十二日

一奥田廣吉風邪頭痛氣今日引込申候段、  
村松百度届出候、

近習としてあがっている名前からは、人数  
は不足しないと思われるが、「御人少ニ付」  
と出てくる。玉置左右吉も近習手伝いを仰せ  
付けられ、泊番も3人と3人では組めなく3  
人と2人で組んでいる。

(天保七年) 九月十四日

一九ッ時御供揃ニ而浦新田へ御釣ニ被為  
入、御供御近習村松百度、伴和助、佐  
野麻吉、御納戸齊藤寛吉、御取次御用捨、  
御用人市川茂右エ門、御茶弁当、御次  
番岡本久太夫、御草り取、物持、七半  
時過御帰城被遊候、

(天保七年) 九月十五日

一昼後御供揃ニ而今岡へ御釣ニ被為入、  
御供御近習佐野麻吉、永田千吉、間瀬鼎、  
御誘引御納戸村上国輔、御取次御用捨、  
御用人市川茂右エ門御茶弁当御略シ、  
御次番玉置右左吉、御草り取、御釣竿  
表坊主故三持申候、

一奥田廣吉快方ニ付今日出勤之旨届出候、

(天保七年) 九月廿八日

一佐野麻吉弟七歳未滿、今朝辰ノ刻病死、  
麻吉一日之死穢遠慮致候旨、近藤助五  
郎相届、米金拝借之儀も相願、七歳未  
滿並合拝借被仰付候旨申達ス、

一佐野麻吉風邪頭痛ニ付今日より引込候、  
奥田廣吉届出、依之百度統御番相勤候  
旨申出候、

一伴和助風邪頭痛ニ而今日引込候旨、村松  
百度申出候、

一御近習兩人引込ニ付、御近習四人ニ相成

三人番ニ相勤候得ハ迎も難相勤旨、村  
松百度助之儀相願候、

佐野麻吉と伴和助の2人が欠勤し近習4人  
となる。3人番はとても勤めるのは困難であ  
るから「助之義」を村松百度が願った。

(天保七年) 九月廿九日

一佐野麻吉風邪昨朝より引込、右之処弟死  
穢一日遠慮今日出勤之処、風邪不相勝  
猶又引籠候旨川澄肇届出ル、

一川澄肇腹痛ニ付昼後より引籠候旨、千吉  
相届候、

一肇引込ニ付而ハ御近習三人ニ相成候ニ  
付、八右エ門直様御前へ罷出伺之上御  
近習兩人番、御納戸当番ニ而壹人御番  
方御近習ニ組合可相勤、尤御例無之儀  
ニは候得共、御近習休息日無之ニ付、  
先此節右之通可相勤旨御納戸齊藤寛吉、  
御近習奥田廣吉へ申達候、

(天保七年) 十月朔日

一村上国輔腫物其上風邪寒熱、今日より引  
込候旨木下半外届出候、

一永田千吉風邪長髪御断申上候、

一御納戸、御近習御人少ニ付、伺之上御用  
部屋へも申達、

御納戸御人少ニ付、暫之内御納戸代合  
勤被仰付候、 丹羽長平

御祐筆部屋にて

同断ニ付御納戸助勤被仰付候、尤御納  
戸申合相勤可申候、猶又

御無拋御縁合ニ而壹人ッ、御近習御人  
少ニ付、助相勤可申候、 鈴木五郎兵衛

一右之通被仰付候間、御納戸御近習江も申  
達ス、

一御右筆部屋へ呼出茂右エ門申達左之通、  
但休息伺有之、御人少追而可致様申達  
候、

御近習方御人少ニ付、勤方御差(図脱カ)  
ニ被仰付候、 小山林治

一右御近習御人少ニ付、御近習兩人番御納  
戸ニ而壹人助被仰付候、申合相勤可申

候、尤長平ハ御近習助ハ不被仰付候旨、御近習当番奥田廣吉へ当番茂右エ門申達候、

一御納戸当番江も長平ハ除き、半外、寛吉、五郎兵衛三人ニ而御近習助ハ可相勤旨申渡候、

一昼後、御供揃にて今岡辺江御釣ニ被為入、御供御近習永田千吉、奥田廣吉、御納戸鈴木五郎兵衛、御用人市川茂右エ門、御次番玉置右左吉、御草り取、御竿持壺人、夕刻御帰り裏御門より御往返有之候、松岡逢吉御誘引有之、

さらに川澄肇も引込となったので、2人番、1人番となる。先例はないが納戸から助を廻すよう計らっている。武士社会で士、徒、足輕の身分差別は明らかだが、同じ士の間でも、階層間の差違意識が強いといわれる。田原藩でも通常、助勤や仮役を務める場合、本人と同位か上位の役職に就く。丹羽長平は、父親が渡辺崋山ら4人が年寄に就任するのに伴い退役し、長平も数年後年寄役に就くという年寄役を務める家柄であるが、取次から下位の納戸へ代わり合い務めるよう指示されている。欠勤に対して緊急の仰せ付けで助、助勤、仮役を任命しその場を取り繕っている面がある。

## おわりに

「御用方日記」には幼年者、子供死亡記事が多い。若者の死亡も少なくない。壮年者についても、健康を害し御役御免を願い出る者も少なくない。先にみたように稲熊補助は天保九年に六回の「御役御免」願出ている。山田義作も「山田義作義、長病奉恐入最早近日三百日ニ至候、御役御免之願書差上可申哉之処先達而も申上候通、大坂勤番中五ヶ年之内御勘定内調ハ出来候へ共、未申上奉恐入候如何心得可申、坂倉安右エ門を以茂右エ門宅へ内意申出候、内談之上、追々快方ニも候ハ、

御用多之時節押手も出勤御勘定も可申上様挨拶ニ及申候」(天保七年十一月八日)と300日に及ぶ欠勤、大坂勤番5ヶ年の内、御勘定内調を申上げていないことを理由に御役御免の内意を坂倉安右衛門を通じて申出ている。追々快方に向かえば押してでも出勤し、勘定も申上げよと慰留されてはいるが、武士社会にとっても病氣は公務を失いかけない重大なことであった。「御用方日記」には多くの病氣欠勤が記されているが、本来彼ら武士はいつ何時出陣命令が下されるかわからない。加茂騒動についても、いくつかの記事がある。

(天保七年)九月廿七日

一加茂郡辺百姓徒党人家打毀騒立不穩由ニ付、御同国吉田、西郡、奥殿、拳母、西尾、刈谷様御家老中へ爰元御年寄中より御見舞奉札、文意少々宛替差出、委細御右筆方案文留ニ記之候故爰ニ略ス、足輕使一人ニ被仰付候、右御使明朝罷出候様申付、白木状六通弥作へ渡ス、

(天保七年)九月卅日

一西三河騒敷、若御人数御差出之節、夫々御人数配御用部屋ニ而内達致候旨御用番被申聞、但壺番手より三番手迄被仰付。

一同断ニ付、坂倉安右エ門、小山林治、村上定平、萱生源左エ門、奥田廣吉、御用部屋ニ而御給人替被仰付候旨申出候。安右エ門義は具、鎧拝借、定平事ハ鎧所持鎧拝借、源左エ門も鎧所持鎧拝借、林治事鎧、鎧拝借、廣吉ハ鎧、鎧共手前所持致候を用ひ候旨、御用部屋江申上ル。

一村上定平、萱生源左エ門、奥田廣吉、此度出張ニハ御者頭へ問合候処、火事装束ニ而可參旨、私共は拝借仕る身分之処、持合を着用可申旨申出候ニ付御用部屋江申達候。

田原藩も出兵を計画した。壺番手出張人数

割行列（略）惣人数百拾八人 内騎馬徒士九人 足輕三拾壱人 中間七拾八人という体制であった。二番手、三番手出張人数割行列もほぼ同様な体制であり、「三手合 足輕八十壱人 中間貳百三十四人 惣メ三百四拾貳人」という大掛かりなものであったが、実際には出陣しなかった。一番手の出陣準備が終り、二、三番手招集の太鼓が鳴らされていたところ「拳母内藤丹波守様御老中より、御飛脚を以奉翰来、則八右エ門入御覽、御右筆呼出即報為認、白木状箱ニ入町廻へ相廻ス、尤茶料五十銅遣候様申付ル」とあり、右筆を呼出し、即報を認めさせ町廻へ廻し、雇中間などへも中止の連絡をしたと思われる。「出張人数割行列」では、脚氣、痔疾その他の持病を持っていた武士も馬上の騎士となっている。

欠勤の多さの背景には、長期にわたる儉約策での疲弊、「田原御家中御宛行、上下都式人扶持宛、外ニ麦松葉是迄之通被下之」（「被仰出之覚<sup>(18)</sup>」）があると思われる。経済的には、貨幣経済の恩沢を受けた町人商人にかなわなくなっているし、江戸の町人意識や漢訳された西洋思想なども田原にも伝えられている。渡辺崋山が『西洋事情書』などに記した「共和制」なども表立たなくとも一部の家中には流布されていただろう。民を治める武士としての自信を消失しつつあったのではないか。

勤務の度々の変更は場当たりのものである。さらに詳細に分析しなければならないが、ほぼ平行移動的である。体面を繕い、員数合わせのなところもある。専門性の必要な部署での異動の実態をさらに検討したい。現任者の引籠や引込、さらに「繁多二付」ということで助、仮役を頻繁に仰せ付けているように見える。上級・中級家中のなれ合い的な勤め替えは専門性に欠けるところもあると思われる。ただし、実際上のことは小役人など実務者が存在していたかもしれない。

御家とそれを直接支える年寄、用人になり

うる家の中核になり、給人、御中小姓、御供中小姓、連紙という4つの階層、さらに徒士、足輕を巻き込み「御家意識」を形成し藩行政が行われているように思われる。今後さらに検討したい。

#### 註

- (1)田原町文化財調査会編『田原町史』中巻（田原町教育委員会、1975年）。
- (2)矢森小映子「天保期田原藩における『藩』意識の諸相—一家老渡辺崋山の恐慌対策を中心に—」（『日本歴史』第782号、2013年）。杉本史子「絵師—渡辺崋山、『画工』と『武士』のあいだ」（横田冬彦編『シリーズ近世の身分的周縁2 芸能・文化の世界』吉川弘文館、2000年）。
- (3)磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』（東京大学出版会、2003年）。
- (4)柴田純「武士の日常生活」（藤井譲治編日本の近世三『支配のしくみ』中央公論社、1991年）。
- (5)森下徹『武士という身分』（吉川弘文館、2012年、96頁、天保11年家中に出された触）。
- (6)前掲(5)（97頁、嘉永七年六月から八月にかけての城番勤務の記録）。
- (7)前掲(1)、田原市教育委員会『田原藩日記』第十一巻、第十二巻。
- (8)「三宅氏御系譜」（崋山文庫蔵）
- (9)鬮目作司「田原藩家中の構成（享保期）」（田原市博物館蔵）。
- (10)鬮目作司「天保八年田原江戸御家中分限並席次」（田原市博物館蔵）。
- (11)中島陽一郎『病氣日本史』（雄山閣、1982年）。
- (12)前掲(11)（164頁）。
- (13)前掲(1)（165頁）。
- (14)氏家幹人『江戸の病』（講談社、2009年）。
- (15)山下政三『脚氣の歴史』（思文閣出版 1995）。
- (16)前掲(11)
- (17)小沢耕一『田原町史』（中巻）（田原町教育委員会、1975年）。
- (18)天保元年七月朔日に出された、田原家中格外改

(14)

田原藩家中の病氣と勤務実態

革儉約令で、田原家中すべて二人扶持とするもの。